

監査の結果に関する報告に基づいて市長が講じた措置について

第3 行政監査

1 平成15年度行政監査結果報告（平成16年5月26日監査報告第1号）

「一般廃棄物処理行政の効率化」

監査結果	措置結果
<p>(6) 超過勤務命令の適正な取扱いを 求めるもの</p> <p>ア 事実の概要</p> <p>収集事務所における家庭ごみの収集に従事する職員の勤務時間は、午前8時から午後4時30分までであるが、各収集事務所では、収集運搬の実作業に従事する時間として、午前8時15分から正午まで及び午後1時から午後3時50分までの395分間を収集作業時間とし、以後午後4時30分までを洗車、洗身等の時間としている。</p> <p>そこで、超過勤務命令の状況をみたところ、作業運転日報に記載された帰着時間が午後3時50分を超えた場合に、その超えた時間を午後4時30分からの超過勤務命令時間とし、所属長が</p>	

当該職員の退庁時間を確認することにより実際の超過勤務時間としていた。

(写真省略)

(書式省略)

イ 指摘事項

超過勤務手当は、職員が正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた場合、その超えた時間に対して支給されるものなので、超過勤務を命令する際には、実際に正規の勤務時間を超えて業務に従事する時間及びその内容をより明確とするなどの改善を図られたい。

平成16年5月17日付けで、超過勤務の縮減及び適正化について各事務所に周知しました。また、同年11月5日の事務所長会において、超過勤務命令の適正な執行について通知するとともに、実際に正規の勤務時間を超えて業務に従事する時間及びその内容を十分把握した上で超過勤務命令を行うよう再度周知しました。

これらを受けて各事務所では、超過勤務命令に当たっては、業務内容及び従事時間を明確にするよう改善しました。

